

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 1 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 2 月 1 8 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成27年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(産業振興部関係)

1 商工労働課

[問題点 行政財産管理について]

施設使用許可申請に伴う使用料の算定の根拠が不明瞭である。関係法令等に基づき、適切に処理されたい。

[改善措置]

施設使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。指摘のありました使用料につきましては、行政財産使用料徴収条例に基づき算定いたしました。

2 農林水産課

[問題点 行政財産管理について]

土地賃貸借契約に基づく賃借料の納付方法が不明瞭である。関係機関と協議し、契約内容を変更等するなど適切な処理をされたい。

[改善措置]

土地賃貸借契約に基づく賃借料の納付方法につきましては、相手方と協議し、契約書に納付方法等の内容を明記するなど適切な事務処理に努めます。